

ワンダー！
基山！移住

佐賀県基山町

kiyama
アイが大きい基山町

宮浦移住体験住宅

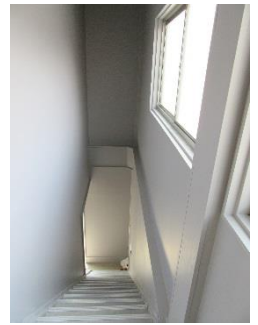
- ✓ 利用料無料でお泊りいただけます
- ✓ 利用日数は1日以上～14日以内

○利用対象者：基山町外に住所を有し、基山町への移住を検討されている方など



○大学生×地元職人技のコラボ

本物件は、九州産業大学の学生のアイデアと地元業者の技術により、長年使用されてきた旧消防団格納庫が移住体験住宅としてリノベーションされました。



○移住体験住宅を利用して、他よりもちょっといい「きやま暮らし」を体験してみませんか？

お申込み・お問合せ

〒841-0204

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666

基山町役場 定住促進課

電話：0942-92-7920 メール：teiju-2@town.kiyama.lg.jp



移住体験住宅 ご利用上の注意

1 利用申請・許可等について

移住体験住宅の利用を希望する方は、「基山町移住体験事業実施要綱」の内容をご確認の上、「基山町体験住宅借用申請書」(様式第1号)に必要事項を記入し、借用する日の14日前までに必要書類と合わせて基山町役場定住促進課に提出してください。

利用申請受付後、内容を審査(移住の意思がある・移住を検討している方に限ります)、支障がないと認めた場合、町から基山町体験住宅借用許可通知書を交付(様式第3号)し、体験住宅賃貸借契約書(様式第5号)により町と契約締結をします。

※利用に関する詳しい内容については、「実施要綱」をご確認ください。

2 住宅利用期間・利用料等について

【利用期間】

- ・1日以上14日以内

※体験住宅を借用することができる回数は、同一の利用者につき2回まで。

【賃借料】

- ・無料

※水道光熱費等も含まれます。

3 注意事項について

- ① 利用者は利用される当日に鍵を受け取ります。
- ② 滞在期間中は住宅及び付帯施設並びに備付備品の使用について必要な注意を払い、善良な状態に管理しなければなりません。
- ③ 施設には最低限の生活必需品は用意してありますが、食料品や身の回りに必要な消耗品などについては用意しておりませんので各自でご用意ください。
- ④ ごみは、収集日が決められていますのでルールに従い対応してください。
- ⑤ 利用者は、施設の使用期間が満了したときは、施設を現状に復し担当職員の検査を受けた後に鍵を返却してください。当施設は、ホテル等ではなく移住促進を目的とした住宅でありますので、退去時には掃除・清掃をお願いいたします。
- ⑥ 当施設の駐車スペースは、乗用車1台分となっています。
※宮浦体験住宅敷地内の防火水槽上は駐車禁止となります。
- ⑦ 当施設は移住促進を目的とした事業であり、当該施設の近隣住民に入居時等に挨拶をすること。